

# サステナビリティ情報の記載欄の新設等の改正について

サステナビリティ情報とは、持続可能な社会の実現に向けた取り組みに関する企業情報です。世界的にもサステナビリティ情報開示を推進する動きが活発化しており、日本では2023年1月31日、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正により有価証券報告書等において、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設されサステナビリティ情報の開示が求められることとなりました。



## サステナビリティ情報の「記載欄」における記載事項

出典：「サステナビリティ情報の開示に関する特集ページ」（金融庁）を加工して作成

開示する項目

有価証券報告書（主な項目）	第一部 企業情報
	第1 企業の概況 ・従業員の状況等
	第2 事業の状況 ・経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 <b>・サステナビリティに関する考え方及び取組</b>
	第3 設備の状況
	第4 提出会社の状況 ・コーポレート・ガバナンスの状況
第5 経理の状況 ・連結財務諸表、財務諸表等	

新設された項目

サステナビリティに関する考え方及び取組	
①ガバナンス ・サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制	(全企業開示)
②戦略 ・サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み ・人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針	(全企業開示) (重要性を判断して開示)
③リスク管理 サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス	(全企業開示)
④指標及び目標(全企業開示) (1)サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報 (2)人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績 (3)女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載	(重要性を判断して開示) (全企業開示) (全企業開示)



ボーケンでは、お客様と共に品質支援をするパートナーを目指し新設された記載欄のベースとなるTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)による開示コンテンツの策定に加え、実際のお客様の課題を特定し解決することをサポートし、サステナブル経営の実現が出来るように支援しています。

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

品質支援事業本部

東京 03-6863-8730  
大阪 06-6577-0209



Instagramやってます！！